

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年10月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第39号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第39条の2」に改める。

第5条第1項ただし書中「緊急その他」を削り、同条第2項中「不動産の取得価額は、前項の規定により」を「前項本文の規定により取得する不動産は、」に改め、「して」の右に「取得価格を」を加え、同条第3項本文中「前項の規定により」を削る。

第6条第1項中「登記」を「教育長及び局長等は、登記」に、「することができる」を「要する」に改める。

第9条第1項中「行政財産を管理する事務は」を「行政財産を管理する事務は、」に改め、「が行い、普通財産を管理する事務は主管局長」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 普通財産を管理する事務は、主管局長が行う。ただし、効率的運用及び管理の適正を図るために必要がある普通財産を管理する事務は、別に定めるところにより局長等が行うものとする。

第10条前段中「前条第2項」を「前条第2項ただし書」に改め、「指定を受けて」を削る。

第11条第1項中「と認める」を削る。

第4章中第40条の前に次の1条を加える。

(土地及び建物の売払い)

第39条の2 普通財産のうち、土地及び建物に係る競争入札による売払いの方法については、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

(行財政局資産活用推進室)